

介護サービス事業者の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

**香川県規則第21号**

介護サービス事業者の届出に関する規則の一部を改正する規則

介護サービス事業者の届出に関する規則（平成12年香川県規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第2号様式（第2条関係）

介護サービス事業者業務管理体制届出事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり業務管理体制の届出事項を変更しましたので、介護保険法第115条の32第3項の規定により届け出ます。

		事業者（法人）番号	
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
1	事業者の名称又は氏名	(変更前)	
2	主たる事務所の所在地		
3	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
4	事業所（施設）の名称及び所在地		
5	法令遵守責任者の氏名及び生年月日	(変更後)	
6	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定（許可）を受けている事業所（施設）の数が20以上の事業者の場合に限る。）		
7	業務執行の状況の監査の方法の概要（指定（許可）を受けている事業所（施設）の数が100以上の事業者の場合に限る。）		
変 更 年 月 日		年 月 日	

- 備考 1 変更があった事項については、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「4 事業所（施設）の名称及び所在地」の変更については、事業所又は施設の指定や廃止等により事業所又は施設の数に変更が生じたため業務管理体制が変更された場合のみ届け出てください。
- 3 「6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」又は「7 業務執行の状況の監査の方法の概要」の変更については、変更内容が分かる書類を添付してください。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

第2号様式（第2条関係）

介護サービス事業者業務管理体制届出事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり業務管理体制の届出事項を変更しましたので、介護保険法第115条の32第3項の規定により届け出ます。

		※事業者（法人）番号	
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
1	事業者の名称又は氏名	(変更前)	
2	主たる事務所の所在地		
3	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
4	事業所（施設）の名称及び所在地		
5	法令遵守責任者の氏名及び生年月日	(変更後)	
6	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定（許可）を受けている事業所（施設）の数が20以上の事業者の場合に限る。）		
7	業務執行の状況の監査の方法の概要（指定（許可）を受けている事業所（施設）の数が100以上の事業者の場合に限る。）		
変 更 年 月 日		年 月 日	

- 備考 1 変更があった事項については、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 「事業所（施設）の名称及び所在地」については、事業所又は施設の指定や廃止等により事業所又は施設の数に変更が生じたため業務管理体制が変更された場合のみ届け出てください。